

自動車教習所技能検定員等に対する審査の手続

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、令和4年度技能検定員審査及び教習指導員審査を次のように行います。

令和4年3月4日

愛知県公安委員会

1 審査の日時

(1) 新任技能検定員審査

第1回	令和4年6月6日(月)7日(火)8日(水)9日(木)10日(金)	午前9時00分から午後5時まで
第2回	令和4年11月14日(月)15日(火)16日(水)17日(木)18日(金)	午前9時00分から午後5時まで
第3回	令和5年3月27日(月)28日(火)29日(水)30日(木)	午前9時00分から午後5時まで

(2) 新任教習指導員審査

第1回	令和4年7月4日(月)5日(火)6日(水)7日(木)8日(金)	午前9時00分から午後5時まで
第2回	令和4年10月17日(月)18日(火)19日(水)20日(木)21日(金)	午前9時00分から午後5時まで
第3回	令和5年3月6日(月)7日(火)8日(水)9日(木)10日(金)	午前9時00分から午後5時まで

(3) 技能検定員及び教習指導員審査（普自二）

第1回	令和4年9月5日(月)6日(火)7日(水)	午前9時00分から午後5時まで
第2回	令和4年9月28日(水)	午前9時00分から午後5時まで

(4) 技能検定員及び教習指導員審査（車種追加）

第1回	令和4年5月9日(月)10日(火)11日(水)12日(木)13日(金)	午前9時00分から午後5時まで
第2回	令和4年9月12日(月)13日(火)14日(水)15日(木)16日(金)	午前9時00分から午後5時まで
第3回	令和5年2月13日(月)14日(火)15日(水)16日(木)17日(金)	午前9時00分から午後5時まで

(5) 技能検定員及び教習指導員審査（二種）

第1回	令和4年4月28日(木)	午前9時00分から午後5時まで
第2回	令和4年8月2日(火)	午前9時00分から午後5時まで
第3回	令和4年11月28日(月)	午前9時00分から午後5時まで

2 審査の場所

愛知県警察本部交通部運転免許課

3 審査申請等

(1) 受付期間

各審査日の30日前から20日前までの午前10時から午後4時まで（日曜日、土曜日、令和4年12月29日から令和5年1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 受付場所

愛知県警察本部交通部運転免許課

(3) 審査申請用紙の配布期間及び場所

愛知県警察本部交通部運転免許課において、令和4年3月10日（木）以後の午前10時から午後4時まで（日曜日、土曜日、令和4年12月29日から令和5年1月3日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）配布します。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、審査日時を変更又は中止する場合があります。

4 問い合わせ先

愛知県警察本部交通部運転免許課指定教習所係
名古屋市天白区平針南三丁目605番地
電話（052）951-1611（内線781-256）